

施策評価調書（基本目標別）

様式 - 2

<p>基本目標</p>	<p><b>1 「強靱」な水道の構築</b></p>
<p>施策の趣旨</p>	<p><b>主要施策（1）～（3）</b></p> <p><b>主要施策（1） 安定給水の確保</b>  水道水を将来にわたってお客様に安定的にお届けすることが水道事業者の最大の使命です。  そのために、必要な水源の確保を図るとともに、老朽化の進む浄・給水場の施設及び設備並びに管路について、適切な維持管理を行いながら、計画的な更新・整備を進めていきます。</p> <p><b>主要施策（2） 耐震化の推進</b>  平成23年3月に発生した東日本大震災では、地盤の弱い湾岸埋立地域で発生した液状化によって管路が破損し、大規模な断水が生じました。  この時の教訓を踏まえ、近い将来に発生が懸念される地震等に備えて、浄・給水場施設や水道管の耐震化を更に進めます。特に湾岸埋立地域の管路や破損した場合に地域への影響が大きい管路の耐震化を進めます。</p> <p><b>主要施策（3） 危機管理体制の充実</b>  県営水道では地震や事故等に強い水道施設の整備を進めているところですが、災害、テロ等違法行為などによって発生する様々な状況にも十分対応できるよう危機管理体制の充実に努めていかなくてはなりません。  そのため、実践的で速効性のある応急体制や、各浄・給水場等の危機管理対策を更に充実・強化するとともに、給水区域内11市や近隣の水道用水供給事業体との連携強化を図ります。</p>

<p>評価結果の概要</p>	<p>基本目標1においては、3つの主要施策の下に9の主な取組を位置付けております。各施策及び取組<sup>※</sup>について、担当課の自己評価をもとに内部評価を行った結果、30年度については、</p> <p>I 「達成状況」に係る評価は、6つの取組を「a」評価（達成している）、2つの取組を「b」評価（概ね達成している）としました。</p> <p>II 「成果」に係る評価は、主要施策（2）、（3）を「a」評価（成果が出ている）、主要施策（1）を「b」評価（概ね成果が出ている）としました。</p> <p>※ 主要施策（1）の主な取組①「水源の安定化」は、国の実施する事業に対する負担金の支払いであることから、評価の対象からは除外しています。</p>
----------------	---

主要施策ごとの当年度の取組と内部評価結果	
<p>(1) 安定給水の確保</p>	<p>「成果」 b</p>
<p>主な取組</p> <p>①水源の安定化<sup>※</sup></p> <p>②浄・給水場施設の更新・整備</p> <p>③浄・給水場設備の更新・整備</p> <p>④管路の更新・整備</p>	<p>「達成状況」</p> <p>-</p> <p>b</p> <p>b</p> <p>a</p>
<p>(2) 耐震化の推進</p>	<p>「成果」 a</p>
<p>主な取組</p> <p>①浄・給水場施設の耐震化の推進</p> <p>②管路の耐震化の推進</p>	<p>「達成状況」</p> <p>a</p> <p>a</p>

(3) 危機管理体制の充実	「成果」 a
主な取組 ①緊急時に備えた体制の充実 ②給水区域内11市等関係団体との連携強化 ③浄水施設の危機管理対策の強化	「達成状況」 a a a

外部評価会議 委員の評価	「達成状況、成果」についての 内部評価の妥当性  A：妥当である 人 B：概ね妥当である 人 C：不十分である 人	
外部評価会議委員 の主な意見等 及び企業局の回答	基本目標1の各施策の内部評価等に関して、評価委員から出された意見等及び企業局からの回答は以下のとおりです。	

施策評価調書（基本目標別）

様式 - 2

<p>基本目標</p>	<p><b>2 「安全」な水の供給</b></p>
<p>施策の趣旨</p>	<p><b>主要施策（4）～（5）</b></p> <p><b>主要施策（4） 安全な水づくり</b>                  安全な水道水をつくるには、水源である河川や湖沼などの水質状況を見極めて浄水処理を行う必要があります。                  お客様にいつでも安心して飲んでいただけるよう、川や湖沼などの水源の監視を行い、併せてその保全を働きかけるとともに、自然現象や事故などによる異常水質への対応の幅が広がる高度浄水処理システムの導入を進めます。                  また、常に安全な水道水をお客様にお届けするために、水質管理レベルの維持・向上に努めます。</p> <p><b>主要施策（5） おいしい水の供給</b>                  お客様に安全でおいしい水をお届けし、安心して利用していただけるよう、「第2次おいしい水づくり計画」に基づいて、おいしい水の供給を推進していきます。                  残留塩素濃度の低減化等のおいしい水づくりに向けた技術的な取組を実施するとともに、お客様に水道水の安全性やおいしさを理解していただくための体験型イベント等のキャンペーンや、おいしい水づくり推進懇話会等でお客様とのコミュニケーションを通じて、より安全でおいしい水づくりに取り組みます。</p>

<p>評価結果の概要</p>	<p>基本目標2においては、2つの主要施策の下に6の主な取組を位置付けております。各施策及び取組について、担当課の自己評価をもとに内部評価を行った結果、30年度については、</p> <p>I 「達成状況」に係る評価は、5つの取組を「a」評価（達成している）、1つの取組を「b」評価（概ね達成している）としました。</p> <p>II 「成果」に係る評価は、主要施策（4）を「a」評価（成果が出ている）、主要施策（5）を「b」評価（概ね成果が出ている）としました。</p>
----------------	---

<p>主要施策ごとの当年度の取組と内部評価結果</p>	
<p>(4) 安全な水づくり</p> <p>主な取組</p> <p>①水源の監視・保全</p> <p>②高度浄水処理の拡充</p> <p>③水質管理レベルの維持・向上</p>	<p>「成果」 a</p> <p>「達成状況」</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
<p>(5) おいしい水の供給</p> <p>主な取組</p> <p>①おいしい水づくりの技術的な取組</p> <p>②安全でおいしい水キャンペーン</p> <p>③お客様とのコミュニケーション</p>	<p>「成果」 b</p> <p>「達成状況」</p> <p>b</p> <p>a</p> <p>a</p>

<p>外部評価会議 委員の評価</p>	<p>「達成状況、成果」についての 内部評価の妥当性</p> <p>A：妥当である 人 B：概ね妥当である 人 C：不十分である 人</p>	
<p>外部評価会議委員 の主な意見等 及び企業局の回答</p>	<p>基本目標2の各施策の内部評価等に関して、評価委員から出された意見等及び企業局からの回答は以下のとおりです。</p>	

施策評価調書（基本目標別）

様式 - 2

<p>基本目標</p>	<p><b>3 お客様からの「信頼」の確保</b></p>
	<p><b>主要施策（6）～（7）</b></p>
<p>施策の趣旨</p>	<p><b>主要施策（6） お客様サービスの推進</b>  水道事業は、お客様から頂く水道料金によって運営されています。  毎日の生活を支えるライフラインを担う事業者として、水道水への信頼と安心、そして事業への御理解・御協力をいただけるよう、事業の情報をお知らせする広報活動とお客様の声を伺う広聴活動の一層の充実を図ります。  また、お客様の視点に立ち、接客マナーの向上や、頂いた御意見・御要望を業務に活かすとともに、新たな水道料金システムを開発し、その中で上下水道料金徴収一元化を可能とするなど、より便利な水道を目指してサービス向上に努めていきます。</p> <p><b>主要施策（7） 大規模事業者の責務と社会貢献</b>  水道水をつくり、お客様にお届けするためには多くの電力が必要です。また、事業を実施するに当たっては、浄水発生土等の廃棄物が発生します。  これまで実施してきた省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用、再資源化等の取組を今後も引き続き進めていきます。  また、蓄積した技術・知識を元に、開発途上国の水道事業者への職員派遣による国際貢献や、県内水道事業者への支援等を通じて、大規模事業者として求められる責務を果たしていきます。  さらに、県が進めている県内水道の統合・広域化に向けた検討を、引き続き進めていきます。</p>

<p>評価結果の概要</p>	<p>基本目標3においては、2つの主要施策の下に7の主な取組を位置付けております。各施策及び取組<sup>※</sup>について、担当課の自己評価をもとに内部評価を行った結果、30年度については、</p> <p>I 「達成状況」に係る評価は、3つの取組を「a」評価（達成している）、2つの取組を「b」評価（概ね達成している）としました。</p> <p>II 「成果」に係る評価は、主要施策（7）を「a」評価（成果が出ている）、主要施策（6）を「b」評価（概ね成果が出ている）としました。</p> <p>※ 主要施策（6）の主な取組③「新たな水道料金システムの開発と上下水道料金徴収一元化の実施」は、平成29年度をもって完了したので、評価の対象からは除外しています。  主要施策（7）の主な取組③「県内水道の統合・広域化に向けた検討」は、検討主体が知事部局であることから、評価の対象からは除外しています。</p>
----------------	---

主要施策ごとの当年度の取組と内部評価結果	
<p>(6) お客様サービスの推進</p>	<p>「成果」 b</p>
<p>主な取組</p> <p>①「お客様の声」を活かした事業運営（広報・広聴の充実）</p> <p>②接客マナーの向上</p> <p>③新たな水道料金システムの開発と上下水道料金徴収一元化の実施</p>	<p>「達成状況」</p> <p>b</p> <p>b</p> <p>—</p>
<p>(7) 大規模事業者の責務と社会貢献</p>	<p>「成果」 a</p>
<p>主な取組</p> <p>①省エネルギー化の推進及び再生可能エネルギーの活用</p> <p>②資源リサイクルの推進</p> <p>③県内水道の統合・広域化に向けた検討</p> <p>④国際貢献及び他事業者への支援</p>	<p>「達成状況」</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>—</p> <p>a</p>

<p>外部評価会議 委員の評価</p>	<p>「達成状況、成果」について の内部評価の妥当性</p>	
	<p>A：妥当である 人 B：概ね妥当である 人 C：不十分である 人</p>	
<p>外部評価会議委員 の主な意見等 及び企業局の回答</p>	<p>基本目標3の各施策の内部評価等に関して、評価委員から出された意見等及び企業局からの回答は以下のとおりです。</p>	

## 施策評価調書（基本目標別）

様式 - 2

主要施策	<b>運営基盤の強化</b>
施策の趣旨	『強靱』な水道の構築、『安全』な水の供給、『お客様からの『信頼』の確保』という3つの基本目標の達成を支えていくため、人材面・業務能率・経営面について強化を図ります。

評価結果の概要	<p>3つの基本目標の達成を支える存在である「運営基盤の強化」には、7の主な取組を位置付けております。各施策及び取組について、担当課の自己評価をもとに内部評価を行った結果、30年度については、</p> <p>I 「達成状況」に係る評価は、7つの取組を「a」評価（達成している）としました。</p> <p>II 「成果」に係る評価は、「a」評価（成果が出ている）としました。</p>
---------	--

主要施策ごとの当年度の取組と内部評価結果	
運営基盤の強化	「成果」 a
主な取組	「達成状況」
①実践的な技術研修の実施	a
②職員の育成と能力開発	a
③計画的な人材確保	a
④民間活力の活用による事業の推進	a
⑤情報化の推進	a
⑥品質確保に留意したコスト削減	a
⑦健全経営の確保	a

外部評価会議 委員の評価	「達成状況、成果」について の内部評価の妥当性  A：妥当である 人 B：概ね妥当である 人 C：不十分である 人	
外部評価会議委員 の主な意見等 及び企業局の回答	運営基盤の強化の各施策の内部評価等に関して、評価委員から出された意見等及び企業局からの回答は以下のとおりです。	